

B 地域点数審査調書に係る必要書類	
審査項目	添付又は提示するものの内容
1 工事成績評定	平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日）に完成検査を受けた高知県発注工事に係る成績評定通知書(写)を添付。 ※土木一式工事、建築一式工事のみ
2 ISO(国際標準化機構)のマネジメントシステムの登録、エコアクション21の認証・登録	ISOについては、登録証(写)と定期審査報告書(写)、エコアクション21については認証・登録証(写)を添付。
3 次世代育成支援企業認証等の取得	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(写)または高知県次世代育成支援企業認証書(写)を添付。
4 安全対策	建設業労働災害防止協会に加入していることを証明する書面(原本)を提示。
(注意) 項番5～14に係る書類等については、土木工事業を申請する場合のみ必要です。	
5 土木工事業の監理技術者資格者数	土木工事業に係る監理技術者資格者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)を提示。
6 土木技術の研修	土木施工管理技士の学習履歴証明書を提示。(※証明書の内容は審査基準日である平成24年10月1日以前5年間であること)
7 土木一式工事に係る特許権・実用新案権の取得	登録を証明する書面(写)を添付。
8 公共工事元請完成工事高	審査基準決算の変更届出書を提示。
9 指名停止	審査基準日前の1年間(平成23年10月1日～平成24年9月30日)において開始した指名停止通知書(写)を提示。
10 従事職員数	採用年月日を確認するための資料(雇用保険、社会保険被保険者証等)を提示。日給者については審査基準日前の1年間(平成23年10月1日～平成24年9月30日)の勤務日数のわかるものを提示。

<p>11 障害者雇用</p>	<p>雇用期間が1年を超える障害者について、障害者手帳(写)、療育手帳(写)及び精神障害者保健福祉手帳(写)を提示。 雇用率確認のため、労働局へ提出する「障害者雇用状況報告書」(事業主控)(写)を添付。</p>
<p>12 災害協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度及び23年度に発行された高知県の緊急工事発注依頼書(写)を添付。 ・社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録していることを証明する書類(当該団体の証明書)を提示。 ・国又は市町村(消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。)が実施する消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることを証明する書類の提示。
<p>13 県産品の使用</p>	<p>平成23年度に完成した工事の施工計画書別添様式「主要材料」(写)を添付。</p>
<p>14 地域ボランティア</p>	<p>平成23年度の活動実績報告書(写)を添付。</p>

高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領

(趣 旨)

第1 「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」第3条に基づき、地域点数の審査項目、算定方法等について定める。

(審査項目及び地域点数の算定方法)

第2 地域点数は、次に掲げる審査項目について算定した評価点の合計値とする。

- 一 工事成績評定
- 二 優良工事表彰
- 三 監理技術者資格者数
- 四 技術研修の実施
- 五 特許権、実用新案権の取得
- 六 安全対策
- 七 公共工事元請完成工事高
- 八 工事施工能力評定
- 九 指名停止
- 十 I S Oのマネジメントシステム審査登録等
- 十一 次世代育成支援企業認証等の取得
- 十二 従事職員数
- 十三 障害者雇用
- 十四 災害協力等
- 十五 県産品の使用
- 十六 地域ボランティア

(各審査項目の評価点の算定方法)

第3 各審査項目の評価点の算定方法は、次のとおりとする。

1 技術に優れた企業に対する評価

(1) 工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県建設工事検査規程第13条の規定に基づいて実施された、前年度及び前々年度の各工事成績評定における評定点の平均点（小数点以下切り捨て）を、次の表に当てはめ、評価点とする。

なお、工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該評価点に乗じて（小数点以下切り捨て）評価点とする。ただし、減点には乗じない。

工事成績評定	評価点	工事成績評定	評価点
80点以上	+ 120	64点	- 6
79点	+ 108	63点	- 12
78点	+ 96	62点	- 18
77点	+ 84	61点	- 24
76点	+ 72	60点	- 30
75点	+ 60	59点	- 36
74点	+ 54	58点	- 42
73点	+ 48	57点	- 48
72点	+ 42	56点	- 54
71点	+ 36	55点	- 60
70点	+ 30	54点以下	- 120
69点	+ 24		
68点	+ 18		
67点	+ 12		
66点	+ 6		
65点	0		

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

当該年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木工事に限る。）を受けている場合は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。

表彰の種類	点数
高知県知事賞	1 件 25
優良賞	1 件 15

(3) 監理技術者数（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、継続雇用期間が 6 ヶ月を超え、過去 5 年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者（土木一式工事に限る。）について、人数に 1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。

(4) 技術研修の実施（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録学習単位数について評価する。

従事職員の登録学習単位数の合計単位数を 6 単位（UNIT）で除し（小数点以下切り捨て）、1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 20 点とする。）。

(5) 特許権、実用新案権の取得（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業者が、土木一式工事に係る特許権、実用新案権を取得している場合は、取得件数に 2 点を乗じた値を評価点とする（上限は 20 点とする。）。

(6) 安全対策（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点 5 点とする。

2 経営に優れた企業に対する評価

(1) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

前年度の公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）を 1,000 万円で除し（小数点以下切り捨て）、1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 30 点とする。）。

(2) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の工事に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係る X1 評点に 0.1 を乗じた値を評価点とする（小数点以下切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が 1,000 万円未満については対象としない。

(3) 指名停止（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日前 1 年間（前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日）において、高知県建設工事指名停止等措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を 1 月で除し、-10 点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が 1 月未満の端数は、1 月とする（下限は -60 点とする。）。

3 社会と地域に貢献する企業に対する評価

(1) ISO のマネジメントシステム審査登録等（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）の審査登録又は（財）地球環境戦略研究機関が実施する「エコアクション 21」の認証・登録を受けている場合は、評価点 20 点とする。ただし、審査基準日の直近の 8 月末までに到来した決算の経営事項審査において、ISO14000 シリーズの登録が有りとして評価されている場合の評価点は 13 点とする。

(2) 次世代育成支援企業認証等の取得（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている場合、又は高知県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく高知県次世代育成支援企業認証を取得している場合は、評価点 20 点とする。

(3) 従事職員数（土木一式工事に適用）

従事職員数に 1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している常勤の従事職員とする。

(4) 障害者雇用（土木一式工事に適用）

法定雇用率（1.8%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数 56 人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点 20 点とする。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。

なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）に基づき判断する。

(5) 災害協力等（土木一式工事に適用）

ア 前年度及び前々年度において、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1 件につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。イ

入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、社団法人高知県建設業協会が運営する GPS 携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点 10 点とする。

ウ 入札参加資格審査基準日において、国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む）が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点 10 点とする。

(6) 県産品の使用（土木一式工事に適用）

前年度に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事 1 件につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。イ

(7) 地域ボランティア（土木一式工事に適用）

前年度において、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、1 回の活動につき評価点 2 点とし、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け事業に参加した場合は、1 回の参加につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。イ

（必要書類）

第 4 地域点数の審査に必要な書類は、地域点数審査調書（別記 1 号様式）及び同調書に記載の書類とする。

附 則

（施行日）

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 17 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

（施行日）

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、平成 18 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成18年10月1日から施行し、平成19年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成19年10月1日から施行し、平成20年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成22年10月1日から施行し、平成23年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成23年10月1日から施行し、平成24年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。